

平成29年12月市議会定例会提案説明

本定例会に提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

1. はじめに

11月21日の閣議決定及び27日の政令公布を経て、鳥取市が平成30年4月1日に中核市へ移行することが正式に決定しました。中核市移行に当たり、議員各位をはじめ、多くの皆様に格別なご理解とご協力をいただきましたことに、厚くお礼を申し上げますとともに、この喜びを皆様と共に分かち合いたいと思います。

平成26年4月、私は、「今こそ新しい鳥取市をつくる」との強い思いを持って市長に就任しました。山陰を代表する拠点都市として将来にわたり全国にその存在感を示すとともに、多くの権限を新たに有し、自立性の高い自治体経営を行うことが、今、本市に求められています。少子高齢化・人口減少社会の進行、地域経済の疲弊などの直面する諸課題に立ち向かい、市民の皆様に住んで良かった、これからも住み続けたいと実感していただくためには、中核市への移行を何としても成し遂げる必要があるとの固い信念で取り組み、この度、これを実現することができました。しっかりと中核市としての責務を果たしていく決意を新たにしているところです。

「中核市・鳥取市」として新たな一步を踏み出すまで残り3カ月余りとなり、本議会において、中核市移行に伴う関係条例の制定及び一部改正並

びに県との連携協約の締結についての44議案をご審議いただくこととして
います。今後も、市職員一丸となって円滑な移行に向けた準備を進めて
いく所存ですので、引き続き、皆様のご支援を賜りますようお願い申し上
げます。

2. 連携中枢都市宣言について

我が国は今、人口減少・超高齢社会を迎え、その影響は、地域経済の縮
小などをもたらし、地域社会の持続に大きな脅威となっています。

国においては、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたっ
て活力ある社会を維持していくため、行政区域の枠を超えた広域連携の取
り組みである、定住自立圏や連携中枢都市圏の形成を推進しています。

本市においては、現在、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町の鳥取県東部
4町及び兵庫県新温泉町と、定住自立圏を形成し、医療、福祉、産業、農
林水産業、地域交通など、様々な分野で広域的な連携を進め成果を上げて
います。この連携をより一層充実・発展させる、連携中枢都市圏の形成に
ついて、関係市町で研究・協議を重ねてまいりました。

私は、地理的、歴史的背景から経済、文化など、様々な面で繋がりのある
この地域で連携中枢都市圏を形成することが、圏域全体の住民生活の向
上や、経済の活性化にとって極めて重要なものになると確信しています。

本市は、連携中枢都市圏を形成し関係町と連携して、「経済成長のけん引」、
「高次の都市機能の集積・強化」、「生活関連機能サービスの向上」に係る

各種事業に積極的に取り組み、圏域に暮らす皆様が、自信と誇り、夢と希望に満ちた、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができるよう、連携中枢都市としての役割を担う決意であることをここに宣言します。

また、引き続き、関係町と連携事業の協議を進め、連携協約等の関係議案を2月定例会に提案させていただき予定としていますので、議員の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

3. 広域観光周遊圏の形成について

山陰東部圏域のつながりが強まる中、先月26日には、新温泉町と香美町を結ぶ浜坂道路が供用開始となるなど、山陰東部圏域における高速道路のネットワーク化が着実に進み、周遊観光の可能性がさらに広がっています。

本年3月に策定した「観光グランドデザイン」を実践するため、今月中に、鳥取県東部・兵庫県北但西部の1市6町における金融、旅行、交通、宿泊、体験の各分野の代表者と観光協会、経済団体、行政などで構成する「麒麟のまち観光局（仮称）設立準備委員会」を発足させる計画です。来年1月には、この委員会が母体となって地域連携DMOとなる「一般社団法人麒麟のまち観光局（仮称）」を設立する予定としています。

このDMOが中心となり、民間手法による観光地経営で『地域に根差し、地域で稼ぐ観光地域づくり』を進め、外国人観光客や若者を重点ターゲットとした誘客を展開し、圏域全体の交流人口の増加と関連産業の活性化に

つながることを期待しています。

4. 新本庁舎整備について

防災、市民サービスの拠点であり、山陰東部圏域の一体的な発展の礎となる新本庁舎の整備については、平成26年12月議会で「鳥取市役所の位置を定める条例」の可決をいただき、その後、基本計画、基本設計、実施設計を順次取りまとめるなど、着実に取り組みを進めてまいりました。

本年9月までに、市内業者が受注しやすい分離分割発注方式により、新本庁舎新築に関する工事請負契約を6件締結したところです。

先月21日には、新本庁舎の新築工事に携わる施工者合同の起工式が執り行われ、いよいよ本格的に、新本庁舎の建設工事が始まりました。

今後も平成31年秋の開庁に向けて、着実に事業を進めてまいります。

5. 可燃物処理施設整備について

東部広域行政管理組合が進めている可燃物処理施設の整備については、地元集落の皆様との話し合いを重ね、平成28年2月に施設建設の最終同意をいただき、事業を大きく前進させることができました。その後、建設予定地の保安林解除、施設の運転管理や公害を未然に防止するための具体的な数値基準等を規定する協定書を、東部広域行政管理組合、東部1市4町、地元集落との間で締結するなど、事業の推進を図ってきたところです。本年10月20日には、東部広域行政管理組合議会定例会で敷地造成工事

請負契約の締結について議決をいただき、平成32年3月末までを工期とする工事に着手いたしました。

また、プラント施設の整備・運営事業についても、来年4月下旬には専門家で組織する委員会において落札者を選定する計画です。

本市としましても、平成34年8月の本稼働を目指し、東部広域行政管理組合及び東部4町と一体となって着実に事業を推進していきます。

6. 中心市街地の活性化について

本市は、山陰東部圏域における経済、交通、文化、教育等の中心であり、とりわけ中心市街地はその中枢機能が集積する中心地です。その一方で、少子高齢化の進展、事業所数の減少などにより、地域コミュニティ機能の低下、商業の衰退、空き家・空き店舗の増加が進むなど、魅力と賑わいの創出が喫緊の課題となっています。さらには、中核市への移行や市役所本庁舎の移転、鳥取城跡周辺の整備といった変化を見据えた新たなまちづくりが必要となっています。

これらの状況を踏まえ、現在、第3期鳥取市中心市街地活性化基本計画の策定を進めており、第2期計画までの鳥取駅周辺と鳥取城跡周辺の「二核」と、これをつなぐ主要街道の「二軸」を中心としたまちづくりを基本としながら、「鳥取民藝」などの地域資源の魅力発信や、商店街や文化施設等と連携したまちなか美術展の開催などの新たな取り組みを加えることとしています。これにより、交流人口の拡大や、滞在・回遊による経済活力

の向上、さらには若年層のまちなか暮らしの促進などを図り、中心市街地の賑わいと活力のあるまちづくりを進めていきます。

7. 子育て支援について

本年3月に策定した「鳥取市子どもの未来応援計画」に基づき、子どもの地域社会との繋がりや居場所づくりを推進するため、民間団体の「こども食堂」の立上げや運営を積極的に支援しており、現在までに市内10カ所で運営され、来年度にかけて新たに6カ所の開設が見込まれています。

また、先月27日には、県内初の取り組みとして食堂の運営団体や支援団体が連携して支え合う、「地域食堂ネットワーク」を設立し、寄付金や提供を受けた食材等の共同管理、衛生管理の合同研修など、スケールメリットを活かした食堂の安定運営を支援することとしました。

今後は、生活困窮者や高齢者、障がい者などを対象とした食堂にも参加を呼び掛け、支援を必要とする様々な人たちを地域全体で支え合う共生社会の一助となる取り組みを進めます。

平成27年4月に子ども・子育て支援新制度がスタートし、間もなく3年が経過しようとしています。この間、保育を必要とする児童数が年々増加し、特に3歳未満の乳幼児の保育ニーズが高く、受け皿づくりが急務となっています。このことから、小規模保育事業所を展開する民間事業者への支援を重点的に行った結果、現在までに7園が開所し、さらに3事業者

が来年4月の開所に向けて準備を進めておられます。また、認可保育園開設への支援や公立保育園の定員増などにより、来年4月の定員は、本年度より276人増の6,249人となる見込みです。今後も待機児童対策に積極的に取り組み、子育て世代を全力で応援していきます。

8. 地域経済の活性化について

本年4月に制定した中小企業・小規模企業振興条例に基づく、地元製造業の設備投資に対する支援制度が好調で、本年度当初に想定していた4件を上回る9件の活用が見込まれています。さらには、来年度に向けて、すでに6件の相談を受けるなど、本市の経済を支える中小企業等の生産性が着実に向上していること確かな手応えを感じています。

あわせて、企業誘致も好調であり、私が市長に就任して以来、10社の優良企業の誘致を成功させています。本議会で予算計上させていただく「ふるさと融資」の15億円は、地元を中心とした雇用と地域振興に資する設備投資を行う誘致企業に対して無利子融資を行うもので、あわせて、工場等の新增設に対して支援する企業立地促進補助金も増加しており、雇用と設備投資が順調に進んでいるものと考えています。

今後も、「地場産業の振興」と「企業誘致の推進」を両輪とした取り組みを強化していくことにより、企業収益の増加、設備投資の活発化、個人所得の向上・消費の拡大といった経済の好循環を生み出し、活力のある地域経済をつくります。

9. 雪害対策について

記録的な積雪となった本年1月と2月の大雪は、死傷者や住家等の倒壊が発生する大規模な災害となり、停電や交通機関・道路交通網の支障など市民生活に大きな混乱をもたらしたことは記憶に新しいところです。

この大雪を教訓として、市民の皆様の生命と生活を守り、被害を最小限に抑えるためのあらゆる手段を施策に反映していきたいと考えます。そこで、総合的かつ実効性の高い除雪態勢を確立するため、新たに「鳥取市積雪対応指針」を策定し、市の組織体制、除雪対策、国県等の関係機関との連携などを明確にしました。

さらに、「道路除雪計画」を改訂し、出動基準としていた積雪15cmを、積雪状況に応じて早期に除雪作業にかかれるよう5cmから10cmまでに引き下げたほか、重点除雪路線の設定、除雪状況に関する情報発信などを図るとともに、ロータリー除雪車を新たに導入することにより、効率的な除雪を目指し、市民生活への影響を軽減することとしています。

また、昨年度、臨時的に実施した町内会等の自主的な除雪活動に係る経費への助成制度である「地域コミュニティ除雪活動支援事業」を恒常的な制度とし、市民の皆様との協働による除雪を一層推進していきます。

10. 議案の説明

それでは、本定例会に提案いたしました諸議案につきまして説明申し上げ

げます。

議案第157号から議案第166号までは、一般会計及び特別会計並びに企業会計の補正予算でありまして、市政の課題等に対応するため重点的に実施する事業などの経費を計上したものです。

議案第167号及び議案第168号、議案第170号から議案第172号まで、議案第175号から議案第183号まで、議案第185号から議案第203号まで、議案第205号から議案第214号までは、先ほども述べましたが、平成30年4月1日の中核市移行に伴い、関係する条例を制定及び一部改正するものです。

議案第169号は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ問題検証委員会を設置するため、条例を制定するものです。

議案第173号は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第174号は、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第184号は、介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業の運営基準等を定めるため、条例を制定するものです。

議案第204号は、岩坪生活改善センター、福部町多目的研修集会施設及び福部町^{やだに}箭溪総合研修センターを地元町内会へ無償譲渡するに当たり、これらの集会所を廃止する必要があるため、関係する条例を一部改正する

ものです。

議案第215号は、先ほども述べましたが、中核市移行に伴い、鳥取県から受託する東部4町に係る保健所業務を行うに当たり、県との連携協約の締結について、必要な議決を求めるものです。

議案第216号及び議案第217号は、八頭環境施設組合を解散するための協議及び財産処分に係る協議について、それぞれ必要な議決を求めるものです。

議案第218号は、公立大学法人鳥取環境大学の第2期中期目標を定めるため、必要な議決を求めるものです。

議案第219号から議案第235号までは、指定管理者の指定に関する議案です。厳正な審査の結果、青谷町高齢者生活福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会を指定するなど17施設についての指定管理者を定めるため、それぞれ必要な議決を求めるものです。

議案第237号は、議案第204号に関連し、財産の無償譲渡について必要な議決を求めるものです。

議案第238号は、河原町下曳田農機具保管庫及び佐治町小原農機具保管庫をそれぞれ無償譲渡するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第239号は、鳥取市立美保保育園改築（建築）工事に係る請負契約を変更するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第240号は、鳥取市立気高中学校屋内運動場耐震補強及び大規模改修（建築）工事に係る請負契約を変更するに当たり、必要な議決を求め

るものです。

議案第241号は、千代水第二土地区画整理事業で整備した保留地の地中に産業廃棄物が埋設されていたことによる損害賠償の額及び和解について、必要な議決を求めるものです。

議案第242号は、鳥取市新本庁舎新築（空調）工事に係る請負契約を締結するに当たり、必要な議決を求めるものです。

報告第23号は、連帯保証人から一部支払いを受けることで同人と和解が成立した住宅新築資金等貸付金の債権について、保証人の支払い分を除いた残額の支払いを主債務者に求める訴えの提起を、平成29年11月20日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第24号及び報告第25号は、公用車による物損事故に係る損害賠償の額及び和解について、それぞれ平成29年11月22日に専決処分しましたので報告するものです。

以上、提案いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。

改めまして、議案の説明を申し上げます。

議案第236号は、第二いなば墓苑（第三期）の用地について、鳥取市土地開発公社から取得するため、必要な議決を求めるものです。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。